

大阪市規則第37号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和56年大阪市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(夜間勤務手当の支給方法)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 夜間勤務手当について、条例第20条の市規則で定める場合とは、消防局警防部又は消防署に勤務する消防司令長の階級にある職員（指令管制業務担当副課長、<u>方面隊長</u>、<u>安全統括隊長</u>又は警防担当課長の職にある職員に限る。）が所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合とする。</p>	<p>(夜間勤務手当の支給方法)</p> <p>第10条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 夜間勤務手当について、条例第20条の市規則で定める場合とは、消防局警防部又は消防署に勤務する消防司令長の階級にある職員（指令管制業務担当副課長、<u>方面隊長</u>又は警防担当課長の職にある職員に限る。）が所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合とする。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。